

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

第4章 施策の展開

達成状況の点検・評価

計画の着実な推進を図るため、伊達市地域自立支援協議会において各年度の達成状況の点検・評価に関し協議を行い、その結果に応じて必要な対策を実施していきます。

1 権利擁護

(1) 権利擁護の推進

① 地域生活における権利擁護制度の普及

判断能力が不十分な障がい者の権利と財産に関する自己選択・自己決定を保障する成年後見制度*や日常生活自立支援事業*についての周知を図り、障がい者本人やその家族の利用を促進します。

〈社会福祉課 高齢福祉課〉

② 市民相談の充実

毎月開催されている人権擁護委員、行政相談委員による「困りごと相談」や弁護士による「無料法律相談」など各種市民相談業務を周知し、日常生活における困りごと等の相談しやすい環境づくりを推進します。〈市民課〉

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

(2) 虐待や差別の解消

① 虐待の防止

障がい者に対する虐待の防止や早期発見、その対応を迅速に図り、適切な支援を行うよう、市が設置する障がい者虐待防止センターを拠点に関係機関等との連携・協力を図ります。 <社会福祉課>

② 障がいを理由とする差別解消の推進

障害者差別解消法に定める不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供*の趣旨に基づき、障がいを理由とする差別の解消について、市民への理解と関心を深めるため周知・啓発を行います。 <社会福祉課>

2 啓発・広報

(1) 啓発活動の推進

① 広報紙、ホームページ等による啓発の推進

障がい者への理解を深めるため、市の広報紙やホームページなどによる啓発を推進します。

<企画課広報室 社会福祉課 関係各課>

② 「障害者週間*」等を中心とした啓発事業の推進

ノーマライゼーション*の理念の普及啓発を図るため、北海道や障がい者関係団体と連携した「障害者週間(毎年12月3日～9日までの1週間)」等の啓発事業を推進します。 <社会福祉課>

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

③ **当事者団体等による市民啓発活動への支援**
障がい者への理解を深めるため、障がい者自身による障がい者の生活についての体験発表や、手話・点字の指導など、当事者や当事者団体による市民への働きかけや啓発活動などを支援するとともに、地域との交流活動等を支援します。
〈社会福祉課〉

④ **事業所への啓発活動の充実**
障がい者雇用についての理解を促進するため、企業や事業所への啓発に努めるとともに、ジョブコーチ*による支援、トライアル雇用*など障がい者雇用に対する各種制度の周知を図ります。
〈社会福祉課 商工観光課〉

⑤ **相談支援の啓発・推進**
総合相談や情報提供などを行う伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」の利用促進のため、市の広報紙、ホームページ等により周知啓発を図ります。
〈社会福祉課〉

⑥ **ユニバーサルデザイン*の啓発・推進**
様々な人に配慮するユニバーサルデザイン*の考え方に基づいたまちづくりを推進します。
〈企画課広報室 都市住宅課 社会福祉課 関係各課〉

⑦ **バリアフリー法*の啓発・推進**
バリアフリー法*等に基づき、多くの市民が利用する公共的建築物及び民間建築物について、障がい者の利用に配慮した施設・設備となるよう指導、助言等を行い、

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

バリアフリー*化を推進します。

〈都市住宅課〉

⑧ 生涯学習に関する情報提供の充実

様々な学習や活動への参加を促進するため、ホームページ等による情報提供の充実を図ります。

〈生涯学習課〉

⑨ 選挙制度の広報・啓発の推進

障がい者が投票しやすい環境づくりのため、期日前投票及び郵便投票など法令に基づく制度の周知、選挙制度に関する情報提供の充実を図ります。また、視覚障がい者には音声による選挙期間や候補者の周知などを行い、点字投票にも対応していきます。

〈選挙管理委員会〉

(2) 地域活動の推進

① 地域支え合いシステムの推進

地域で自立した生活を送るため、地域の人々と関係者の協働による支え合い活動の実施に向けた体制づくりを推進します。

〈社会福祉課 高齢福祉課〉

② 地域活動の推進

地域活動や行事への参加による交流を推進します。

〈社会福祉課〉

③ 障がい者の交流促進

障がい者の交流を促進し、相互の理解や情報の交換、

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

とくぎ しゅみ い かつどうとう しえん
特技や趣味を生かした活動等を支援します。

しゃかいふくしか
〈社会福祉課〉

④ 関係機関との連携

しょう しゃ えんじょ ほけんじょ いりょうきかん かんれん
障がい者への援助について、保健所や医療機関、関連
しせつ れんけい たいおう じゅうじつ はか
施設と連携し、対応の充実を図ります。

しゃかいふくしか けんこうすいしんか
〈社会福祉課 健康推進課〉

3 生活環境

(1) 住まい・まちづくりの推進

① 住宅改修費の助成

じゅうたくかいしゅうひ じよせい
重度の肢体不自由等の障がい者が在宅で安全・快適に
じゅうど したいふじゅうとう しょう しゃ ざいたく あんぜん かいてき
生活するため、また介護者の負担を軽減するため、居宅
せいかつ かいごしゃ ふたん けいげん きよたく
の改修に必要な費用の一部を助成します。〈社会福祉課〉

② 緊急通報システム*事業の実施

きんきゅうつうほう じぎょう じっし
ひとり暮らしの高齢者及び重度心身障がい者等の
にちじょうせいかつじょう きんきゅうじたい たいしよ こうれいしゃとうきんきゅう
日常生活上の緊急事態に対処するため、高齢者等緊急
つうほう じぎょう ひ つづ じっし
通報システム*事業を引き続き実施します。

こうれいふくしか
〈高齢福祉課〉

③ グループホーム*等の整備促進

しょう しゃ ちいき じりつ せいかつ しえん
障がい者の地域での自立した生活を支援するため
しゃかいふくしほうじんとく せいび そくしん
社会福祉法人等によるグループホーム*の整備を促進し
ます。
しゃかいふくしか
〈社会福祉課〉

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

(2) 移動・交通のバリアフリー*などの促進

① 福祉有償運送*への理解促進

移動に制約のある障がい者などが利用できる福祉有償運送*の推進と、制度の周知・理解促進を図ります。
〈高齢福祉課 社会福祉課〉

② 公共交通機関のバリアフリー*化

市内運行バスの低床ノンステップバス*導入など、公共交通機関のバリアフリー*化を推進します。
〈企画課〉

③ 自動車運転免許取得費の助成

障がい者の就労や社会参加を支援するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
〈社会福祉課〉

④ 自動車改造費の助成

重度障がい者の社会参加を支援するため、所有する自動車を障がいに応じて改造する場合、改造費用の一部を助成します。
〈社会福祉課〉

⑤ タクシー利用料・自家用車燃料費の助成

在宅重度障がい者の外出を支援するため、タクシー利用券・燃料併用助成券を交付し、利用料や燃料費の一部を助成します。
〈社会福祉課〉

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

⑥ **運賃割引制度等の周知**
障がい者の外出や社会参加を促進するため、公共交通機関の旅客運賃割引や有料道路の通行料金割引などの制度の周知を図ります。
〈社会福祉課〉

⑦ **移動支援事業の実施**
障がい者の社会参加を支援するため、一人での外出が困難な方を対象に移動支援事業を実施します。
〈社会福祉課〉

⑧ **公共施設のバリアフリー*化**
障がい者が利用しやすい施設を目指して、公共施設のバリアフリー*化を推進します。
〈建設課 都市住宅課 関係各課〉

⑨ **歩道等の整備**
障がい者が安心して利用できる歩行空間確保のための歩道整備や段差解消を推進します。また、視覚障がい者の安全歩行を確保するため、誘導用ブロックの敷設を推進します。
〈建設課 都市住宅課 関係各課〉

⑩ **放置自転車等対策の推進**
障がい者の歩行空間を確保するため、自転車などの利用者への啓発・指導を推進し、放置自転車等対策の推進強化を図ります。
〈総務課 関係各課〉

⑪ **専用駐車スペースの確保・促進**
多くの市民が利用する公共的及び民間建築物などへの障がい者専用駐車スペースの確保を促進します。
〈都市住宅課〉

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

(3) 防犯・防災対策の推進

① 地域の防犯活動における障がい者対応促進
地域ぐるみの防犯活動を推進し、犯罪の予防に努めるとともに、障がい者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を促進します。 <総務課>

② 防犯意識の啓発
警察署、防犯協会と連携し、広報やホームページを通して防犯意識の高揚と啓発を図ります。 <総務課>

③ 緊急通報システム*事業の実施（再掲）
ひとり暮らしの高齢者及び重度心身障がい者等の日常生活上の緊急事態に対処するため、高齢者等緊急通報システム*事業を引き続き実施します。 <高齢福祉課>

④ 避難支援等関係団体*による避難行動要支援者対策の推進
平時から避難行動要支援者の避難準備を進めるため、避難支援等関係団体*に避難行動要支援者名簿を提供し、対策活動の内容充実・支援体制の整備を促進します。 <総務課危機管理室 社会福祉課 高齢福祉課>

⑤ 緊急時通報体制の充実
消防署との連携を強化し、聴覚障がい者の緊急時の通信手段である「ファックス119番」、「NET119」の利用を促進します。 <社会福祉課 伊達消防署>

* は57ページからの^{だい}第5章資料編^{しやうしりやうへん} 4用語解説^{ようごかいせつ}にあります。

- ⑥ ^{ぼうか}防火・^{ぼうさいちしき}防災知識^{こうじやう}の向上
^{こうほうし}広報紙^{いしきけいはつ}での意識啓発^{くんれん}をはじめ、訓練^{さんかそくしん}への参加促進^{はか}など
により^{ぼうか}防火・^{ぼうさいちしき}防災知識^{こうじやう}の向上^{はか}を図ります。
＜^{そうむかき}総務課^き危機管理室^{かんりしつ}＞

- ⑦ ^{ふくしひなんじよ}福祉避難所^{せっち}*の設置
^{しょう}障がい者^{しや}、^{こうれいしや}高齢者^{なんびやうかんじや}、難病患者^{ひなんじよせいかつ}など、避難所生活^{とくべつ}に特別
な^{はいりよ}配慮^{ひつやう}が必要な^{ひと}人のための^{ふくしひなんじよ}福祉避難所^{せいび}*の整備^{すいしん}を推進
します。＜^{そうむかき}総務課^き危機管理室^{かんりしつ} ^{しやかいふくしか}社会福祉課^{こうれいふくしか} ^{こうれいふくしか}高齢福祉課＞

4 ^{じやうほう}情報・^{いしそつうしえん}意思疎通支援

(1) ^{じやうほう}情報アクセシビリティ^{こうじやう}*の向上

- ① ^{こうほうし}広報紙^{こうかてきかつやう}、ホームページ^{じゅうじつ}などの効果的活用^{たよう}と充実^{こうほうばいたい}
^し市の^{こうほうし}広報紙^{たよう}やホームページ^{こうほうばいたい}など多様な^か広報媒体^かを
^{かつやう}活用し、^{こうかてき}効果的^{じやうほうていきやう}な情報提供^{つと}に努めます。
＜^{きかくかこうほうしつ}企画課広報室^{しやかいふくしか} 社会福祉課^{かんけいかくか} 関係各課＞

- ② ^{しょう}障がい^{おう}に応じた^{じやうほうていきやう}情報提供^{じゅうじつ}の充実
ボランティア^{こうほう}による^{おんやくばん}広報だて^{てんやくばん}の音訳版^{はいふ}・点訳版^{はいふ}の配布
や、^{じやうほうぶんしやう}情報文章^づへのルビ付け^{しょう}など、障がい^{じやうたい}の状態^{おう}に応じ
た^{じやうほう}情報^{ていきやう}の提供^{はいりよ}に配慮^{はいりよ}します。
＜^{しやかいふくしか}社会福祉課^{かんけいかくか} 関係各課＞

- ③ ^{じやうほう}情報コーナー^{せいび}の整備
^{ぎやうせい}行政^{たしゆたよう}の多種多様な^{じやうほう}情報^{たいけいてき}を体系的^{ていきやう}に提供^{ていきやう}できるよう、
^{こうきやうしせつ}公共施設^{じやうほう}における^{せいび}情報コーナー^{はか}の整備^{はか}を図ります。
＜^{そうむか}総務課^{かんけいかくか} 関係各課＞

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

(2) 意思疎通支援の充実

- ① 聴覚障がい者等意思疎通支援事業の実施
聴覚障がい及び音声・言語機能に障がいのある人の
意思疎通を支援するため、手話通訳員及び手話通訳協
力員を派遣するとともに、手話の普及に努めます。
〈社会福祉課〉

- ② 障がいに応じた意思疎通支援
伊達手話の会や点訳ボランティアの会等の活動を
促進し、また、ボランティア体験プログラム等との連携
を通して意思疎通支援の普及を図ります。
また、障がいに応じた意思疎通を支援する用具を給付
します。
〈社会福祉課〉

5 生活支援

(1) 生活支援体制の整備

- ① ケアマネジメント*システムの構築
障がい者の自立生活を支援するため、適切なサービス
を総合的かつ継続的に提供できるよう関係機関との
連携のもと支援体制の確立を図ります。
〈社会福祉課 関係各課〉

- ② 相談支援体制の充実
伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」との

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

れんけい はか そうだんし えんたいせい しゅうち じゅうじつ つと
連携を図りながら、相談支援体制の周知・充実に努め
ます。また、しょう しょう しゃ そうだんいん 民生委員 児童委員 など、
ちいき みちか そうだんしゃとう かつよう しゅうち はか
地域の身近な相談者等の活用について周知を図ります。
しゃかいふくしか
〈社会福祉課〉

③ せんもんじゆうじしゃ いくせい かくほ 専門従事者の育成・確保

せんもんせい そうだんし えんたんとうしよくいん はいちけんとう けんしゅう
専門性のある相談支援担当職員の配置検討や、研修な
どによる しょくいん いくせいおよ ししつ こうじょう はか
職員の育成及び資質の向上を図ります。
しゃかいふくしか
〈社会福祉課〉

④ ちいき れんけいきょうか 地域づくりコーディネーター*との連携強化

しょう しゃ きぼう ばしょ あんしん せいかつ
障がい者が希望する場所で安心して生活できるよう、
ちいき そうだんし えんたいせい しせつにゆうしよしゃ ちいきせいかつ
地域の相談支援体制づくりや施設入所者の地域生活への
いこう む じょげん ちょうせいとう こういきてきしえん おこな ちいき
移行に向けた助言、調整等の広域的支援を行う地域づく
りコーディネーター*と れんけい きょうか
連携を強化します。
しゃかいふくしか
〈社会福祉課〉

⑤ ちいきせいかつし えんきよてん きのうじゆうじつ 地域生活支援拠点*の機能充実

しょう しゃ にゆうしよせつ びょういん ちいきいこう すす
障がい者の入所施設や病院からの地域移行を進め
るとともに、じゅうどか こうれいか おや はいぐうしゃ な あと
重度化・高齢化や「親・配偶者亡き後」を
みす しょう しゃ にちじょうせいかつ ちいきぜんたい ささ たいせい
見据え、障がい者の日常生活を地域全体で支える体制
を せいび きのう じゅうじつ はか しゃかいふくしか
整備し、機能の充実を図ります。 〈社会福祉課〉

(2) しょうがいふくし ていきょう 障害福祉サービスの提供

① しょうがいふくし しゅうち きゅうふ 障害福祉サービスの周知と給付

しょうがいふくし どうせいど しゅうち はか しょう しゃ
障害福祉サービス等制度の周知を図り、障がい者の

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

ニーズや実態に応じたサービスの給付に努めます。
〈社会福祉課〉

② 地域生活支援事業の周知と実施
地域生活支援事業の周知を図り、障がい者のニーズ
や実態に応じた事業の実施に努めます。

〈社会福祉課〉

(3) 人材の育成と確保

① 伊達市社会福祉協議会との連携強化
障がい者福祉事業の促進やボランティアの育成など、
民間地域福祉活動の推進主体である伊達市社会福祉協
議会との連携を強化します。
〈社会福祉課〉

② ボランティア団体等への支援
伊達市社会福祉協議会ボランティアセンター、伊達市
ボランティア連絡会等と連携して、福祉に関するボラン
ティアの育成や情報提供など活動を支援します。
〈社会福祉課〉

③ 障がい者のボランティア活動の推進
障がい者自らがボランティア活動に参加したり、
身近な活動を紹介できる体制づくりを支援します。
〈社会福祉課〉

④ 当事者団体等の育成・支援
障がい者の活動母体である当事者団体等を育成し、

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

自立と社会参加を促進するとともに様々な活動を支援
します。 <社会福祉課>

6 保健・医療

(1) 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期

支援

① 妊娠・出産・育児相談の充実

妊娠、出産が安全に経過できるように、妊娠届出時や
母子健康手帳交付時などの面接相談の実施や、新生児
訪問、乳幼児健康相談の実施など各種相談を継続し、
予防と早期発見に努めます。 <健康推進課>

② 乳幼児健康診査の充実

母子保健法に基づく乳幼児健診や相談を実施するこ
とで障がいの早期発見に努め、継続した相談の充実に
図ります。 <健康推進課>

③ 発育発達相談の充実

幼児健康相談や保健師による家庭訪問、心理相談員に
よる小集団支援を行うなど発育発達相談の充実に
図ります。 <健康推進課>

④ 教育相談の充実

障がいのある児童生徒一人ひとりの状態に応じた相
談に的確に対応できるよう、就学前の発達相談や学校に
おける教育相談の充実に図ります。 <指導室>

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

⑤ **生活習慣病の予防支援**
生活習慣病を予防・改善することにより予防できる
障がいに対して、適切で効果的な健康相談、健康教育、
訪問指導等の保健事業の充実を図ります。
健康推進課

⑥ **健康診査・がん検診の充実**
高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に
基づく健康診査やがん検診などを実施し、生活習慣病
予防や疾病の早期発見と健康への意識向上を図ります。
健康推進課 保険医療課

⑦ **重度心身障がい者医療費の助成**
重度心身障がい者医療費助成事業の周知を徹底する
とともに、適切な支給に努めます。
保険医療課

⑧ **自立支援医療*制度の周知と給付**
身体障がいを軽減するために、適切な更生医療*の
給付を行うとともに、精神障がいの通院医療費の軽減
措置である精神通院医療*及び育成医療の周知を図りま
す。
社会福祉課

⑨ **特定疾患医療給付などの周知と関係機関との連携**
特定疾患医療給付や小児慢性特定疾患医療給付など
の各種医療給付制度の周知について、保健所や医療機関
との連携を図ります。
健康推進課

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

7 就労支援

(1) 雇用機会の拡大

① 職親会*の活用
職親会*を中心に職場への定着性を高め雇用の促進を図ります。
〈社会福祉課〉

② 事業所との連携強化
障がい者の雇用を促進するため、地域の特性を活かしながら、事業所との連携体制の整備と強化を図ります。
〈社会福祉課 商工観光課 職員法制課〉

③ 職業相談・情報提供の充実
障がい者の職業生活における自立を支援するため、国の制度を見据えながら、室蘭公共職業安定所との連携による就労相談や情報提供の充実を図ります。
〈社会福祉課〉

(2) 福祉的就労の場の確保

① 一般就労に向けた訓練・相談機能の強化
福祉的就労は、障がい者の働く場、また、日中活動の場として大きな役割を担っていることから、就労移行支援の場を確保し、利用者の能力に応じ一般就労に向けた訓練や相談機能の充実が図られるよう、就労継続支援施設、伊達市障がい者総合相談支援センターあい及び胆

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

ぶり ひ だかしょう しょうしりょうへん ようごかいせつ
振日高障がい者就業・生活支援センターすて～じとの
れんけい きょうか しゃかいふくしか
連携を強化します。 <社会福祉課>

② ちいきかつどうしえん しえん
地域活動支援センターへの支援

しょう しゃ ちいき じりつ せいかつ しえん
障がいの地域での自立した生活を支援するため、
ちいきかつどうしえん しせつうんえいとう しえん
地域活動支援センターの施設運営等を支援します。
しゃかいふくしか
<社会福祉課>

しょう しゃしゅうろうしせつとう きょうきゅう ぶつびんおよ えきむ たい
(3) 障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対す
る需要の増進
じゅよう ぞうしん

しょう しゃしゅうろうしせつとう きょうきゅう ぶつびんおよ えきむ
① 障がい者就労施設等が供給できる物品及び役務の
はあく
把握

しょう しゃしゅうろうしせつとう ていきょう ぶつびん えきむ じゅよう
障がい者就労施設等が提供する物品や役務を需要に
むす てきかく はあく つと
結びつけるため、的確に把握することに努めます。
しゃかいふくしか
<社会福祉課>

しょう しゃしゅうろうしせつとう きょうきゅう ぶつびんおよ えきむ
② 障がい者就労施設等が供給する物品及び役務の
ちょうたつ すいしん
調達の推進

しょう しゃしゅうろうしせつとう きょうきゅう ぶつびん えきむ ちょうたつ
障がい者就労施設等が供給する物品や役務の調達
すいしん し ちょうたつほうしん さくせい しみん ちょうたつ
を推進するため、市が調達方針を作成し、市民が調達す
ることの理解を深めるため、市の広報紙やホームページ
とう しゅうちけいはつ はか
等により周知啓発を図ります。

しゃかいふくしか
<社会福祉課>

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

8 教育・育成

(1) 障がい児保育・療育の充実

① 保育士の資質向上

保育士などの障がい児保育・教育従事者に対して研修を実施し、資質の向上を図ります。

〈子育て支援課〉

② 親などへの相談・指導体制の整備

障がい児保育に関する相談に的確に対応できるよう、家庭相談員の配置や子育て支援センター、各保育所での相談指導体制の整備を図ります。また、子どもの育成や教育に関しての様々な悩みのある親、保護者等に対しての相談や指導体制を整備します。

〈子育て支援課 指導室 社会福祉課〉

③ 親同士のネットワーク支援

互いの子育ての経験や情報交換を通し、それぞれの悩みの解決や、協力して子育てを支えあうなど、障がい児の親同士の交流やネットワークづくりを支援します。

〈子育て支援課 社会福祉課〉

④ 療育を必要とする幼児などへの支援の充実

児童デイサービスセンター(児童発達支援事業)において、心身に発達の遅れや障がいのある在宅の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

への^{てきおうくんれん}適応訓練などの^{そうきりょういく}早期療育を^{しえん}支援します。また、
保育所や幼稚園などからの^{りょういく}療育に関する^{かん}相談や^{そうだん}指導に
ついて^{しえん}支援します。 <子育て支援課>

⑤ **関係機関との連携強化**

^{いりょう}医療・^{しどうきかんとく}指導機関等との^{れんけい}連携を^{きょうか}強化し、^{りょういくじぎょう}療育事業の^{じゅうじつ}充実
を図ります。 <社会福祉課 子育て支援課>

⑥ **放課後児童クラブへの支援**

^{しな}市内8か所に^{しよ}設置している^{せつち}学童保育*の^{がくどうほいく}充実（^{じゅうじつ}障がい
^じ児に対する^{たい}支援員^{しえんいん}加配^{かはい}検討等）を図ります。
<生涯学習課>

⑦ **障害児通所支援事業の周知と給付**

^{じどうはつたつしえん}児童発達支援、^{ほうかごとく}放課後等^{とう}デイサービス等の^{しゅうち}周知を図
り、^{しょう}障がい児の^じニーズや^{じったい}実態に^{おう}応じたサービスの^{きゅうふ}給付
に努めます。 <社会福祉課>

(2) **学校教育の充実**

① **福祉教育による福祉意識の啓発**

^{ふくし}福祉に関する^{かん}体験的な^{たいけんてき}学習の^{がくしゅう}積極的な^{せつきよくてき}推進を図り、
^{しょう}障がい者に対する^{しゃ}理解を^{たい}深められるよう^{りかい}啓発に^{ふか}努めま
す。 <指導室 社会福祉課>

② **学校施設のバリアフリー*化**

^{さいがいじ}災害時の^{ひなんばしょ}避難場所として^{りょう}利用することも^{こうりよ}考慮し、^{がっこう}学校
での^{がくしゅう}学習や^{せいかつめん}生活面で^{ししょう}支障をきたさないよう^{がっこうせつ}学校施設の

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

バリアフリー*化を進めます。 <学校教育課>

③ 交流教育の充実

障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習を積極的に行うとともに、福祉施設等との交流を行い、障がい児理解の推進を図ります。 <指導室>

④ 教職員研修の充実

特別支援学級担当教職員の資質と専門性を高めるとともに、通常の学級の教職員に対しても障がいについての理解を深めるための研修を充実します。 <指導室>

⑤ 特別支援教育*コーディネーター*の資質向上

障がいのあるすべての児童生徒の教育的ニーズに 대응するため、小・中学校における特別支援教育*コーディネーター*の資質向上に努めます。 <指導室>

⑥ 親などへの相談・指導体制の整備（再掲）

障がい児保育に関する相談に的確に対応できるよう、家庭相談員の配置や子育て支援センター、各保育所での相談指導体制の整備を図ります。また、子どもの育成や教育に関しての様々な悩みのある親、保護者等に対しての相談や指導体制を整備します。

<子育て支援課 指導室 社会福祉課>

⑦ 指導内容・方法の改善

個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、効果的な支援に努めるとともに、評価を踏まえ見直しや改善を行うなど、一人ひとりの障がいに応じた継続的な指導の

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

じゅうじつ つと
充実に努めます。

しどうしつ
〈指導室〉

⑧ 通級指導教室の実施

しょう じどうせいと がくしゅう しえん げんご
障がいのある児童生徒の学習を支援するため、言語
しどうとう おこな きょうしつ じゅうじつ つと
指導等を行う「ことばの教室」などの充実に努めます。

しどうしつ
〈指導室〉

⑨ 進路指導の充実

しょう じどうせいと てきせつ しんろ せんたく
障がいのある児童生徒が適切な進路を選択できるよ
う、しんろ かん そうだん しえんとう じゅうじつ しどうしつ
う、進路に関する相談、支援等を充実します。〈指導室〉

⑩ 教育相談の充実（再掲）

しょう じどうせいとひとり じょうたい おう そう
障がいのある児童生徒一人ひとりの状態に応じた相
だん てきかく たいおう しゅうがくまえ はったつそうだん がっこう
談に的確に対応できるよう、就学前の発達相談や学校に
おける きょういくそうだん じゅうじつ はか しどうしつ
おける教育相談の充実を図ります。〈指導室〉

⑪ 就学に向けた支援体制の充実

しゅうがく む しえんたいせい じゅうじつ
就学先を選択するために十分な情報提供が受けられ
るよう、しゅうがくさき せんたく じゅうぶん じょうほうていきょう う
るよう、児童生徒の就学に向けた早期相談支援を充実
し、しんろ かん そうだん しえん じゅうじつ
します。〈指導室〉

⑫ 特別支援教育*推進委員会の充実

がっこうかんけいしゃ いりょう そうだんきかん かんけいしゃ いいん
学校関係者のほか、医療や相談機関の関係者を委員に
くわ とくべつ しえんきょういく すいしんいいんかい せんもんでき しえん
加えた特別支援教育*推進委員会における専門的な支援
の じゅうじつ はか しどうしつ
充実に努めます。〈指導室〉

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

9 社会参加

(1) 本人活動、余暇活動の充実

① 各種講座の充実と参加の促進

障がい者のニーズに応じた講座の開催や障がいがあっても参加できる講座の企画など、講座の充実と障がい者の参加を促進します。 <生涯学習課>

② 障がいがあっても参加できる事業の推進

障がい者も参加できる文化活動事業・スポーツ振興事業を関係団体とともに推進します。 <生涯学習課>

③ 障がい者のスポーツ交流の促進

障がい者がスポーツを通して交流が図られるよう大会等への参加促進を図ります。 <社会福祉課>

④ 学習機会の充実

利用者が求める調べもの・探しものを手伝える機能の強化に努め、障がいの状態に応じた学習機会の充実を図ります。 <図書館>

⑤ バリアフリー*の推進

バリアフリー*に関する意識の啓発を図り、市内の公共施設ですべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めていくよう働きかけます。

今後も「ともに支え合い助け合う人にやさしいまち」、
「心のバリアフリー*」を目指すまちづくりを推進しま

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

す。

〈社会福祉課〉

また、障がい者の投票を促進するため、投票所の段差の解消や一部投票所においては、マット等を敷いて土足対応し、投票しやすい環境づくりを推進します。

〈選挙管理委員会〉

10 計画の推進

(1) 各主体の役割

計画を推進するにあたっては、障がいや障がいのある人についての理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、障がいのある人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

(2) 全庁的な推進体制の整備

計画の着実な推進を図るため、社会福祉課を中心として、保健、医療、教育、労働、生活環境等に関連する部局との連携を一層強化するとともに、体系的に施策を推進します。

(3) 進捗状況の公開

計画の進捗状況については、市のホームページ等で毎年公開します。